

戸籍や住民票の手続きの際に本人確認を実施しています 皆さんのご協力をお願いします

例年、転出・転入が多くなる年度末から5月初旬にかけて窓口が大変混み合います。特に、休日・祝日の翌日や、時間帯として11時～14時に受付が集中する傾向にあります。

窓口での手続きが少しでも短時間となるよう、次の点について、皆さんのご協力をお願いします。

戸籍や住民票の手続きの際には、「本人確認資料」を持参してください

個人情報等の不正取得や虚偽の手続きを防ぐため、戸籍や住民票の手続きの際は「本人確認資料」により本人確認を行っています。窓口を利用される方に負担をかけますが、皆さんの個人情報を守るためのものですので、ご協力をお願いします。

【本人確認資料】

▽顔写真つきの官公署発行の書類を1点

(例) 運転免許証、顔写真つきの住基カード、パスポート、外国人登録証明書など

▽右の書類がない場合は、次の書類を2点以上

(例) 健康保険証、介護保険証、国民年金手帳、年金証書、顔写真なしの住基カード、学生証、法人が発行した身分証明書など
※税務関係の証明交付手続き

も同様な本人確認を行っています。

住民基本台帳カード(住基カード)の利用をお勧めします

住民票(同一世帯全員)や印鑑証明書(本人分)が必要な場合、住基カードを利用した、自動交付機での取得が便利です。自動交付機は、土日・祝日や平日の時間外でも利用でき、手数料も窓口の半額(100円)となっています。

また、申請書の記載が不要なため、短時間で取得できます。

委任状の提出をお願いします

本人以外の方が証明(住民票、戸籍謄(抄)本など)の交付申請や各種異動の手続きを行う場合、委任状が必要となる場合があります。

印鑑登録証明書(印鑑証明)の発行には印鑑登録が必要で

印鑑証明の発行には「印鑑登録証」が必要となりますので、必ず持参してください。また、印鑑登録を即日に行いたい場合

顔写真つきの住基カードを作ませんか

顔写真つき住基カードは本人確認資料として使うことができ、現在、無料で作成しています。

特に、運転免許証などをお持ちでない方や返納される方は、この機会にお申し込みください。住基カードを利用できる証明書自動交付機の設置場所は次のとおりです。

「自動交付機設置場所」

市役所本庁
平田支所(平成24年7月末まで)
多伎支所(平成24年7月末まで)
出雲郵便局(平成25年8月末まで)

お近くの窓口を利用ください

住基カードの即日発行など一部の業務を除き、戸籍や住民票の手続きは、本庁・支所いずれの窓口でも対応できます。お近くの窓口をご利用ください。

【おたずね】

本庁

市民課
Tel 21 2211

平田支所

市民生活課
Tel 63 5540

佐田支所

市民福祉課
Tel 84 0118

多伎支所

市民福祉課
Tel 86 3116

湖陵支所

市民福祉課
Tel 43 1214

大社支所

市民福祉課
Tel 53 3115

斐川支所

市民生活課
Tel 73 9000

応援します いきいきライフ

③24年度の国民年金保険料 及び学生納付特例制度について

平成24年度の国民年金保険料は **月額14,980円** です。
ただし、国民年金保険料を納める事が困難な場合は、
申請して認められれば保険料の納付が免除・猶予される
制度があります。

今回は、学生の方が対象となる「学生納付特例制度」を
ご紹介します。

学生納付特例の対象となる学生は

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、
専修学校及び各種学校など(夜間部・定時制課程・
通信制課程の学校も対象)に在学する20歳以上の学
生で、学生本人の前年の所得が118万円以下の方。
※ただし、修業年限は1年以上あることが必要です。
また、一部対象外の学校もあります。

手続きに必要なものは

- ①年金手帳 ②学生証の写し又は在学証明書
- ③認印(本人が署名する場合は不要)
- ④会社等を退職されて学生になられた方は、

雇用保険の	被保険者離職票 受給資格者証 被保険者資格喪失確認通知書	}	いずれかの写し
-------	------------------------------------	---	---------

申請手続きはいつから・どこで

★平成24年度の申請は4月から受け付けます。
申請は毎年度必要です。

受付窓口は、日本年金機構出雲年金事務所・
市役所保険年金課又は各支所年金担当課です。

※平成23年度の学生納付特例が承認された方のうち日本年
金機構からはがき形式の申請書が送られてきた方は、必要
事項を記入のうえ返送することで平成24年度の申請を行
うことができます。はがきの送付がない方、はじめて申請
される方などは、上記の窓口で申請してください。

学生納付特例の承認期間は

4月(又は国民年金資格取得の月)から翌年3月まで

学生納付特例期間の年金はどうなるの

学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するための
期間には反映されますが、将来受給される老齢年金の額には
計算されません。後から、承認された期間の保険料を納める
(追納*)ことによって、老齢年金額に計算されます。

…【※追納】…
学生納付特例や免除等で承認を受けてから10年以内であれば、後か
らさかのぼって保険料を納めることができます。ただし、承認を受けた
期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつ
きますので、お早めに追納することをおすすめします。
追納を希望される場合は、市役所又は年金事務所でも手続きが必要です。

【ご注意ください！】

23年度分の受付は、24年4月末までです。

(ただし休日の場合は、翌営業日が締切りとなります)

国民年金に関するおたずねは、日本年金機構出雲年金事務所 (TEL 24-0042)
市役所保険年金課 (TEL 21-6982)、各支所年金担当課

古事記編纂1300年を迎えて

「出雲の魅力再発見・一人ひとりがおもてなし」

古事記編纂さん1300年を契機に、私たち一人ひとりが、出雲
の魅力を再発見し、また、出雲を訪れる方をおもてなしの心でお
迎える観光振興に取り組んでいます。このコーナーでは、市民
の皆さんが取り組むおもてなし・まちづくりを紹介します。

大社地域協議会の取組 おもてなし活動総決起集会を開催

今年7月からの古事記編さん
1300年を記念して行われる「神
話博しまね」や平成25年5月の出
雲大社「平成の大遷宮」を控えて、
住民一人ひとりが来訪者を気持ち
よく迎え入れる気運を高めること
を目的に、2月5日(日)大社文
化プレイスうらら館・だんだんホー
ルにおいて大社地域協議会(入江
紀久男会長)主催の「おもてなし
活動総決起集会」が開催され、約
600人の市民が参加しました。

大社地域協議会では、「地域自
らが考え、実践・行動していく」
という理念に基づき「ご縁を育
む・おもてなし活動実践方針」を
策定。「愛着と誇りを感じる魅力
的なまちづくり」、「ご縁のまちづ
くり」、「きれいで快適・素敵なま
ちづくり」そして「感動を与え地
域を活性化するまちづくり」の4
つのテーマを柱として、今後さら
に、地域の一人ひとりがおもてな
しの活動に取り組んでいくことを

誓う宣言が採択されました。
また、「おもてなしの心が地域
を活かす」と題した県観光戦略ア
ドバイザーの有田隆司氏の講演、
「神門通り魅りの会」「神迎の道の
会」「鶴鷺げんきな会」「大社地域
の小中学生による子ども・若者公
民館実行委員会」の皆さんから、
来訪者との交流促進、景観美化、
挨拶運動などの取組について事例
発表が行われ、参加者が熱心に耳
を傾けていました。



おたずね／観光交流推進課 ☎ 21 - 6588